

資料 1 - 2

(案)

令和 2 年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和元年 6 月 14 日

(名称) 函館市生活交通協議会

(代表者名) 会長 奥平 理

生活交通改善事業計画の名称

令和 2 年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

函館市内の銭亀沢地区においては、国道 278 号を運行する路線バス（地域間幹線系統）「下海岸線」が主要な交通手段となっているが、これと並行する市道高松新湊線（旧戸井線）沿線に形成される住宅地は急斜面上の高台に所在し、特に高齢者の買い物等における既存の地域間幹線バスの利用が難しい状況にあった。

のことから、地域住民の要望に基づき、平成 30 年 11 月より、旧戸井線を経由し、「根崎競技場前」や「湯倉神社」等のバス停において「下海岸線」、「旭岡団地線」、「川汲鹿部線」の地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行している。

高齢者をはじめとした地域住民の利便性を確保するとともに、アクセスの確保による公共交通網の利用促進を図るため、当該系統の維持が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

「望洋団地線」利用者数の確保

目標 令和元年 10 月～令和 2 年 9 月 2,790 人

※目標値の算出根拠

運行日数 155 日 × 運行回数 3 回／日 × 乗車人員 6.0 人／回 = 2,790 人

（2）事業の効果

「望洋団地線」の運行により、従来路線バスの利用が困難であった高齢者等の地域住民による公共交通の利用が促進される。

また、地域間幹線系統に接続する運行ダイヤとすることで、連携する公共交通網の利用が促進され、地域の活性化が図られる。

3. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 利用者のニーズ調査に基づき、運行経路や運行時刻を設定することにより、路線の利便性を高め、利用者数の確保に繋げる。（バス事業者）
- 町会等の住民団体における周知活動等を支援し、地域における公共交通利用の機運醸成を支援する。（市・住民団体）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運賃収入、営業外収入及び国庫補助金を控除した額を函館バス株式会社が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

函館バス株式会社（函館市高盛町10番1号）

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政権の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|------------|--|
| 平成30年5月28日 | 平成30年度第1回函館市生活交通協議会を開催
平成31年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画を承認 |
| 令和元年6月14日 | 令和元年度第1回函館市生活交通協議会を開催
令和2年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画を承認
(予定) |

18. 利用者等の意見の反映状況

- 平成28年10月 錢亀沢地区町会連合会による第1次アンケート調査の実施
平成29年11月 錢亀沢地区町会連合会による第2次アンケート調査の実施
平成30年 4月 錢亀沢地区町会連合会とバス事業者の協議により、
運行経路・時刻・運賃等の概要につき合意

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室、 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課
関係市区町村	函館市企画部計画推進室政策推進課、土木部管理課
交通事業者・交通施設管理者等	函館バス(株)、函館市企業局交通部、北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)、(一社)函館地区ハイヤー協会、 函館地区バス協会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会、 北海道開発局函館開発建設部道路計画課、 北海道警察函館方面本部交通課、 北海道警察函館方面函館中央警察署交通第一課、 北海道警察函館方面函館西警察署交通課
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部計画課、北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が必要と認める者	函館工業高等専門学校教授、公立はこだて未来大学教授 函館大学准教授、函館市町会連合会、函館市社会福祉協議会、 函館市女性会議、一般公募

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町4番13号
(所 属) 函館市企画部計画推進室政策推進課
(氏 名) 田中 勇大
(電 話) (0138) 21-3625
(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			再編特例措置	運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保	基準ニで該当する要件(別表7のみ)
			起点	経由地	終点					
函館市	函館バス株式会社	(1) 望洋団地線	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	(循環) 14.0km	155日	465.0回	路線定期運行	(1)	地域間幹線系統である下海岸線・旭岡団地線・川汲鹿部線と湯倉神社前・銀鱗競技場前ほかにて接続
					往 復	km km	日 回			(3)
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			

(注)

1. 地域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統による特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点				系統キロ程	運行態様の別	基準口で該当する要件
函館市	函館バス株式会社	(1) 望洋団地線	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	(循環) 14.0km	155日	465.0回	路線定期運行	(2)(1)	地域間幹線系統である下海岸線・旭岡団地線・川汲鹿部線と湯倉神社前・銀鱗競技場前ほかにて接続	(3)
					往 復	km km	日 日	回			
					往 復	km km	日 日	回			
					往 復	km km	日 日	回			
					往 復	km km	日 日	回			
					往 復	km km	日 日	回			
					往 復	km km	日 日	回			

(注)

1. 地域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			再編特例措置	運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保	基準ニで該当する要件(別表7のみ)
			起点	経由地	終点					
函館市	函館バス株式会社	(1) 望洋団地線	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	新湊高台・湯倉神社前 函館共動宿泊所	(循環) 14.0km	155日	465.0回	路線定期運行	(1)	地域間幹線系統である下海岸線・旭岡団地線・川汲鹿部線と湯倉神社前・銀鱗競技場前ほかにて接続
					往 復	km km	日 回			(3)
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			
					往 復	km km	日 回			

(注)

1. 地域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	函館市
------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	36,491
交通不便地域	265,979

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
265,979	函館市全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
265,979		国土交通省にて調整中

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2. (1) (14)）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

國統系運行團地洋望



